

一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部 定 款

令和5年3月22日 作成
令和5年4月 3日 公証人認証
令和5年4月 3日 設立

一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部と称する。

(目的)

第2条 当法人は、東京都における一般社団法人日本造園組合連合会の統括機関として、造園技能者の技能、知識の向上及び造園業に従事する者の社会的、経済的地位の向上と造園業の健全な発展を図り、もって自然環境の保全及び緑豊かな生活環境と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講習会、研修会、講演会、特別教育、シンポジウム等催事の企画及び運営管理、並びに登録教習機関との技能講習の共催
- (2) 前号に係る各種表彰への推薦及び各教育機関等への人材紹介、斡旋等
- (3) 造園技術・造園業界の普及啓蒙及び広報活動、並びに、これらに関する調査、研究、機関紙等の刊行
- (4) 労働安全衛生の知識向上に係る活動、並びに、社会奉仕活動
- (5) 国内外の関連機関・団体・企業・自治体等との交流、連携、共同事業の実施
- (6) 会員相互の福祉の向上と親睦
- (7) 各種保険制度の構築及び運営管理
- (8) 前各号に関わる造園資材や書籍、テキスト、販売促進物その他の企画開発、制作、製造、管理、卸、販売、レンタル及び輸出入
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連し、当法人の目的を達成させるために必要な一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示

する方法により行う。

第2章 社員

（社員）

第5条 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体を正会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（経費負担）

第7条 社員が支出する経費については、社員総会において別に定める。

（退社）

第8条 社員は、やむを得ない事由がある場合を除き社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

（除名）

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議（以下「特別決議」という。）によって当該社員を除名することができる。

- ①本定款その他の規則に違反したとき。
- ②当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（社員の資格の喪失）

第10条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- ②総社員が同意したとき。
- ③当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

（社員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 社員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。また、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

① 理事 3名以上7名以内

② 監事 3名以内

2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任等)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務権限)

第20条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は代表理事を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 4 副理事長、専務理事及び常務理事が定まるまでの間、各理事は協力して代表理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長は、毎年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(任期)

第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第22条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。なお、監事については一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- ①自己又は第三者の為にする当法人の事業の部類に属する取引
- ②自己又は第三者のためにする当法人との取引
- ③当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の

者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

①当法人の業務執行の決定

②理事の職務の執行の監督

③代表理事、業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 幹事会

(幹事)

第30条 当法人に幹事を置く。幹事は、社員総会決議によって選出される。

2 幹事は、次条の幹事会に出席し、理事会における決定事項の報告を受けることができる。

(構成)

第31条 当法人に幹事会を置く。

2 幹事会は、すべての幹事をもって構成する。

(権限)

第32条 幹事会は、次を行う。

- ①理事会における決定事項の報告を受けての理事会への提言
- ②幹事長、副幹事長の選定及び解職

(招集)

第33条 幹事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が幹事会を招集する。

(決議)

第34条 幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する幹事を除く幹事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第35条 幹事会の議事については、議事録を作成する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- ①事業報告書
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表

④損益計算書（正味財産増減計算書）

⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 主たる事務所に第1項の書類を定時社員総会の日2週間前の日から5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を常に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第40条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

（解散）

第42条 当法人は、次の事由によって解散する。

①社員総会の特別決議

②社員が欠けたこと

③合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

④破産手続開始の決定

⑤その他法令で定める事由

（残余財産）

第43条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

（最初の事業年度）

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月末日までとする。

（設立時の役員等）

第45条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事

大場 二郎

設立時理事

高木 生一

設立時理事	江上 信一
設立時理事	阿島 和輝
設立時理事	竹内 誠一
設立時理事	臼田 幸司
設立時理事	川合 宏治

東京都杉並区永福2丁目47番3号
グレース永福N0.7 203
設立時代表理事 大場 二郎

(設立時の社員)

第46条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都狛江市東野川4丁目19番6号
設立時社員 高木 生一

住所 神奈川県川崎市麻生区王禅寺東5丁目43番14号
設立時社員 江上 信一

住所 東京都世田谷区豪徳寺1丁目49番2号
設立時社員 阿島 和輝

住所 東京都調布市佐須町4丁目49番地6
設立時社員 竹内 誠一

住所 東京都大田区南馬込三丁目39番22号
設立時社員 臼田 幸司

(設立時の監事)

第47条 設立時の監事は、次のとおりである。

設立時監事 栗山 新一

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない次項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

1、当法人に、次の職員を置く。

支部長	1名
副支部長	5名以内
幹事長	1名
副幹事長	若干名

幹事 30名以上60名以内（支部長、副支部長、幹事
長、副幹事長を含む）

以上、一般社団法人日本造園組合連合会東京都支部設立のため、設立時社員阿島 和輝、竹内 誠一、臼田 幸司、高木 生一及び江上 信一の定款作成代理人である司法書士法人S K Y事務所は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和5年 月 日

東京都狛江市東野川4丁目19番6号
設立時社員 高木 生一

神奈川県川崎市麻生区王禅寺東5丁目43番14号
設立時社員 江上 信一

東京都世田谷区豪徳寺1丁目49番2号
設立時社員 阿島 和輝

東京都調布市佐須町4丁目49番地6
設立時社員 竹内 誠一

東京都大田区南馬込三丁目39番22号
設立時社員 臼田 幸司

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都町田市森野二丁目20番7号 1階
司法書士法人S K Y事務所
社員 池田 洋輔